

奈良県告示第三百五十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり明日香村阪合土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した。

平成三十年一月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 施行者の住所及び名称

東京都中央区日本橋一丁目五番三号

株式会社URリンケージ

二 事業施行期間

平成二十九年四月二十五日から平成三十年四月三十日まで

三 施行地区

高市郡明日香村大字檜前の一部

四 土地区画整理事業の名称

明日香村阪合土地区画整理事業

五 事務所の所在地

大阪市中央区城見一丁目二番二七号

六 施行認可の年月日

平成二十九年四月二十五日

七 変更認可の年月日

平成三十年一月十九日